

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
 〒380-0871
 長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
 TEL：026-238-1555 (直通)
 TEL：026-238-1580 (苦情専用)
 TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
 FAX：026-238-1581
 E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
 URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 介護保険新規事業者説明会について

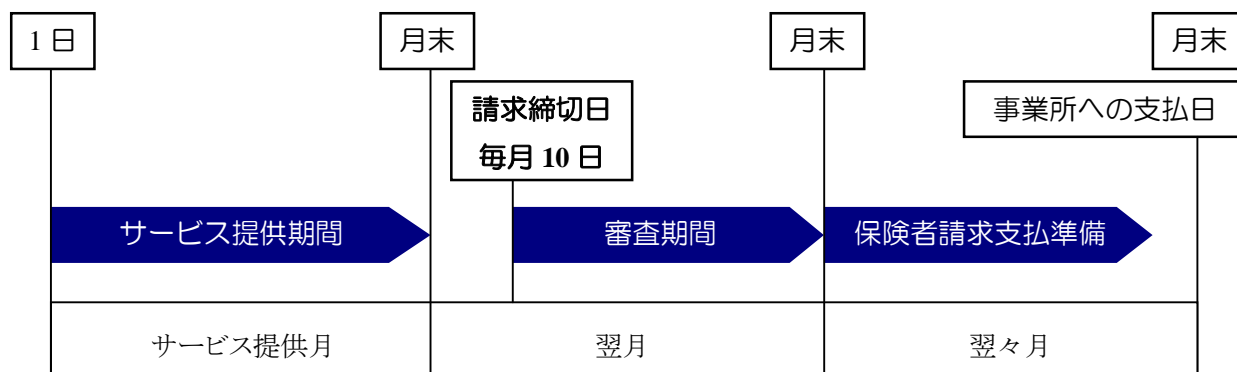
新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。
 現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。
 本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。
 なお、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間 (予定)
平成28年9月27日(火)	長野県自治会館1階会議室	午後1時～4時
平成28年10月31日(月)	松本合同庁舎402会議室	午後1時～4時

2 介護給付費等の請求における留意点

介護給付費等の請求から支払までの流れは以下のとおりです。

【 標準的な事務処理日程 】



国保連では、保険者からの委託を受け、介護給付費等に係る審査支払等の業務を行っております。請求受付から審査に関してご留意いただきたい点を以下にまとめましたので、請求事務の際にご活用下さい。

<請求受付の留意点>

- ▶ 介護給付費等の請求締切日は毎月10日です。10日が土日祝日であっても締切日は変わりません。
- ▶ 伝送のうち、ISDN回線による請求は平成30年3月末で廃止予定となっています。

- ▶ 紙帳票による請求は、平成 30 年 3 月末をもって原則禁止となります。平成 30 年 4 月以降、紙帳票による請求を行う場合は国保連へ届出が必要となります。
- ▶ 月遅れ請求が認められるのは、最長で 2 年間（請求消滅時効期間）です。この 2 年とは、サービス提供月の翌々々月 1 日を起算日としています。例えば、平成 28 年 4 月サービス提供分は平成 30 年 6 月までであれば請求することができます。（介護予防・日常生活支援総合事業費は 5 年間）
- ▶ 請求受付期間については以下のとおりです。期限厳守で請求されますようお願いいたします。

請求媒体	受付期間	受付時間	備考
伝送(インターネット)	毎月 1～10 日	24 時間	土日祝日も可。
伝送(ISDN 回線)		8:30～20:00	
磁気媒体・紙帳票		8:30～17:00	土日祝日以外。ただし、10 日が休日にあたる場合は、8:30～16:30 受付。

- ▶ 下記請求に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。
 電子請求受付システム関係 03-3985-3277 (介護電子請求ヘルプデスク)
 国保中央会の伝送ソフト関係 03-5928-0456 (介護伝送ソフト受付センター)
 ※その他民間の伝送ソフト等に関しては各ソフト会社様にお問い合わせください。

<請求作成の留意点>

【磁気媒体】

- ▶ フォルダを作成せず、媒体の直下に CSV ファイルを入れるようにして下さい。
- ▶ 媒体 1 つに複数ファイルの保存可です。複数の事業所のファイルでも構いません。
- ▶ 給付管理票情報は月遅れ分であっても同一ファイルとして下さい。
- ▶ 請求明細書情報については、サービス提供月ごとにデータ作成を行って下さい。
- ▶ ファイル名は 8 文字以内で半角英数字のみです。

【紙帳票】

- ▶ 請求明細書は、サービス提供月毎に綴り、それぞれに介護給付費請求書（様式 1）1 枚を最上位に綴って下さい。
- ▶ 給付管理票は月遅れ分・当該月分関係なく 1 綴りとします。1 番上に給付管理票総括票 1 枚、以下被保険者数分の給付管理票となります。月遅れ分は自県・他県問わずサービス計画月が古い順に上位へ綴ります。
- ▶ 給付管理票には①新規 ②修正 ③取消の 3 種類があり、②と③の場合は必ず該当種類を給付管理票枠外の右上に朱書きで修正もしくは取消と記載してください。

<審査の留意点>

- ▶ 単位数単価や地域単価等が「国の定めた値<請求の値」の場合は返戻としていますが、「国の定めた値>請求の値」の場合は返戻していません。
- ▶ 実績とは異なる単位数で給付管理票と請求明細書が一致している場合は返戻していません。例えば、ケアマネが 5,000 単位の給付計画を立て、事業所で 5,000 単位のサービスを行った場合であって、給付管理票・請求明細書が 4,000 単位で提出された場合がこれにあたります。

平成 28 年 8 月請求分の支払日は 9 月 29 日（木）、10 月請求分の提出期限は 10 月 10 日（月）です。10 月 10 日（月）は長野県自治会館 1 階で 8:30～16:30 まで受付を行います。